

参議院經濟産業委員会會議録第九号

平成十五年四月十五日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月一日

辞任

松井 孝治君

補欠選任

築瀬 進君

四月二日

辞任

森元 恒雄君

補欠選任

片山虎之助君

吉田 博美君

ツルネ マルティ君

近藤 剛君

小宮山洋子君

四月十五日

委員小宮山洋子君は公職選挙法第九十条により退職者となった。

出席者は左のとおり。

理事

田浦 直君

魚住 汎英君

加納 時男君

松田 岩夫君

木俣 佳文君

平田 健二君

委員

小林 温君

近藤 剛君

福島啓史郎君

保坂 三蔵君

直嶋 正行君

藤原 正司君

鶴岡 洋君

松 あきら君

西山登紀子君

国務大臣

経済産業大臣

副大臣

経済産業副大臣

経済産業副大臣

大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

塩入 武三君

広野ただし君

平沼 越夫君

高市 早苗君

西川太一郎君

桜田 義孝君

西川 公也君

堀田 義孝君

西川 公也君

堀田 義孝君

西川 公也君

堀田 義孝君

西川 公也君

堀田 義孝君

西川 公也君

堀田 義孝君

西川 公也君

堀田 義孝君

西川 公也君

堀田 義孝君

西川 公也君

堀田 義孝君

西川 公也君

堀田 義孝君

西川 公也君

堀田 義孝君

西川 公也君

堀田 義孝君

西川 公也君

堀田 義孝君

西川 公也君

堀田 義孝君

西川 公也君

堀田 義孝君

西川 公也君

堀田 義孝君

西川 公也君

堀田 義孝君

西川 公也君

○委員長(田浦直君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る一日、松井孝治君が委員を辞任され、その補欠として築瀬進君が選任されました。

また、去る二日、森元恒雄君、吉田博美君及びツルネマルティ君が委員を辞任され、その補欠として片山虎之助君、近藤剛君及び小宮山洋子君が選任されました。

○委員長(田浦直君) 化学物質の審査及び製造等

の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。平沼経済産業大臣。

○国務大臣(平沼越夫君) おはようございます。

まず、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

化学物質は、現代の国民生活に欠かさない基礎的資材であります。その中には固有の性状として有害性を示すものもあるため、化学物質の適正な管理には万全を期する必要があります。

このため、我が国においては、人の健康を損なうおそれがある化学物質による環境の汚染を未然に防止するため、本法律に基づき審査規制を行ってまいりました。

一方、化学物質の管理に係る政策に関して様々な取組が進捗する中で、我が国における化学物質の審査規制制度に関し、人の健康への影響に加えて動植物への影響の観点も含めるとともに、化学物質の環境中への放出可能性に応じた対応を行うことが国内外から求められております。

このような状況を踏まえ、本法律に基づく審査規制制度において、動植物への影響に着目した制度を導入するとともに、より効果的かつ効率的な審査規制を行い、化学物質による環境の汚染をより確実に防止するため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、新規化学物質の事前審査において、動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるかどうかについても新たに審査を行うこととしております。また、審査の結果、これに該当し、環

境中で分解しにくいものとされた化学物質について製造・輸入数量の届出の義務付け等の措置を講ずるほか、その有する性状等に応じて所要の規制を行うこととしております。

第二に、環境中で分解しにくく、生物の体内に蓄積しやすい既存化学物質について、製造・輸入数量の届出の義務付け等の措置を講ずることとしております。

第三に、新規化学物質のうち、環境の汚染を生ずるおそれのないこと等につき主務大臣の確認を受けたものについては、これを製造し、又は輸入することができるよう所要の規定の整備を行うこととしております。

第四に、化学物質の製造・輸入事業者が化学物質に関する有害性情報を取得した場合には、その内容を国に報告することを義務付けることとしております。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

引き続きまして、揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

揮発油、軽油、灯油といった消費者との関連が深い燃料については、消費者保護等の観点から、揮発油等品質確保法に基づき、適正な品質規格を定め、それに適合しないものについては販売を禁止することによって安全の確保を図ってきたところであります。

しかしながら、近年、揮発油にアルコールを大量に混合させた高濃度アルコール含有燃料が自動車用燃料として販売され、この燃料を使用することに伴う車両火災等の事故が発生しております。そのため、今般、消費者保護のため、このような

混合燃料についても揮発油等品質確保法による安全規制の対象とするための措置を講じることとしております。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。揮発油等その他のものの混合物であつて揮発油等と同じ性状を有するものを同法による品質確保措置の対象とするため、揮発油等の定義改正を行うこととしております。なお、これを踏まえて、揮発油の品質規格を改正し、既販の自動車の安全を前提に、アルコールの混入許容値を規格化することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(田浦直君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(田浦直君) この際、連合審査会に関する件についてお諮りをいたします。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案について、環境委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(田浦直君) 次に、連合審査会における政府参考人の出席要求に関する件及び参考人の

出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案審査のための連合審査会に政府参考人及び参考人の出席要求があつた場合には、その取扱ひを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十時六分散会

四月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願(第一〇七三三号)(第一〇七四四号)(第一二四二二号)(第一二四三三三号)(第一二四四七号)(第一二四八八号)(第一二四九九号)(第一二五〇〇号)(第一二五一一号)(第一二五二二号)(第一二五三三三号)(第一二五四四四号)(第一二五五五五号)(第一二五六六六号)(第一二五七七七号)(第一二五八八八号)(第一二五九九九号)(第一二六〇〇〇号)(第一二六一一一号)(第一二六二二二号)(第一二六三三三号)(第一二六四四四号)(第一二六五五五号)(第一二六六六六号)(第一二六七七七号)(第一二六八八八号)(第一二六九九九号)(第一二七〇〇〇号)

第一〇七三三号 平成十五年三月二十四日受理
中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願
請願者 名古屋市瑞穂区十六町一ノ三八ノ五 向井悦雄外九十九名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第一〇七四四号 平成十五年三月二十四日受理
中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願
請願者 横浜市南区大岡五ノ一一ノ一金 田克紘外三百五十三名

紹介議員 円 より子君
この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第一二四二二号 平成十五年三月二十五日受理
中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願
請願者 兵庫県宝塚市美幸町八ノ一三 奥野政雄外二千二百四十三名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第一二四三三三号 平成十五年三月二十五日受理
中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願
請願者 東京都杉並区上荻一ノ二四ノ二〇 平澤健吾外二千二百四十三名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第一二四四七号 平成十五年三月二十五日受理
中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願
請願者 埼玉県熊谷市新堀一、二一八ノ六 黒沢信也外二千二百四十三名
紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第一二四五五五号 平成十五年三月二十五日受理
中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願
請願者 兵庫県伊丹市北本町二ノ一五七 梅野真照外二千二百四十三名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第一二四六六六号 平成十五年三月二十五日受理
中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願
請願者 埼玉県北本市石戸四ノ二七一 小

紹介議員 海明外二千二百四十三名
岩佐 恵美君
この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第一二四七七号 平成十五年三月二十五日受理
中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願
請願者 東京都豊島区高田三ノ二〇ノ一 〇五〇二 中山一郎外二千二百四十三名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第一二四八八号 平成十五年三月二十五日受理
中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願
請願者 兵庫県伊丹市北本町二ノ九三 池田盛外二千二百四十三名
紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第一二四九九号 平成十五年三月二十五日受理
中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願
請願者 埼玉県岩槻市小溝八七六ノ一九七 小師堅一外二千二百四十三名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第一二五〇〇号 平成十五年三月二十五日受理
中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願
請願者 東京都足立区加賀二ノ二三ノ四 橋本喜代一外二千二百四十三名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第一二五一一一号 平成十五年三月二十五日受理
中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願

る請願

請願者 熊本市奥古閑町二、五二七 奥村

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第二二五二号 平成十五年三月二十五日受理

中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願

請願者 熊本県宇土市三拾町一四四ノ二〇

紹介議員 大門 実紀史君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第二二五三号 平成十五年三月二十五日受理

中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願

請願者 埼玉県春日部市栄町二ノ一六九

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第二二五四号 平成十五年三月二十五日受理

中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市桜ヶ丘五ノ一ノ一〇

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第二二五五号 平成十五年三月二十五日受理

中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願

請願者 横浜市瀬谷区相沢四ノ二ノ三 村

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第二二五六号 平成十五年三月二十五日受理

中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願

請願者 広島県呉市宮原一ノ二ノ一八 橋

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第二二五七号 平成十五年三月二十五日受理

中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願

請願者 広島県安芸郡音戸町北隠渡二ノ一

三ノ三 佐々木初子外二千二百四十三名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第二二五八号 平成十五年三月二十五日受理

中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願

請願者 東京都新宿区余丁町五ノ六 榎本

隆司外二千二百四十三名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第二二五九号 平成十五年三月二十五日受理

中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願

請願者 熊本県下益城郡小川町東海東二、

四三九ノ二 富永憲義外二千二百四十三名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第二二六〇号 平成十五年三月二十五日受理

中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願

請願者 熊本市大江三ノ二ノ一ノ三ノ二五

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第二二六一号 平成十五年三月二十五日受理

中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願

請願者 熊本県宇土市笹原町二五七 永井

信廣外二千二百四十三名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第二二四九号 平成十五年三月二十六日受理

中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願

請願者 さいたま市下落合七ノ一ノ一

丸山肇外千七百九十一名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第二二四四号 平成十五年三月二十七日受理

中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願

請願者 千葉県船橋市芝山七ノ二ノ一ノ三

森戸孝三外八百三十三名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

四月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案

一、揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案

うに改正する。
目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 新規化学物質に関する審査及び規制(第三条―第五条の二)

第三章 第一種特定化学物質に関する規制等

第一節 第一種監視化学物質に関する措置(第五条の三―第五条の五)

第二節 第一種特定化学物質に関する規制(第六条―第二十二条)

第四章 第二種特定化学物質に関する規制等

第一節 第二種監視化学物質に関する措置(第二十三条―第二十五条)

第二節 第二種特定化学物質に関する規制(第二十五条の二―第二十五条の四)

第五章 雑則(第二十九条―第四十一条)

第六章 罰則(第四十二条―第四十八条)

附則

第一条中「おそれ」の下に「又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれ」を加える。

第二条第二項中「一」を「いづれかに」に改め、同項第一号ロを次のように改める。

ロ 次のいづれかに該当するものであること。

(1) 継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがあるものであること。

(2) 継続的に摂取される場合には、高次捕食動物(生活環境動植物)の生息又は生育に支障を生ずる場合には、人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。以下同じ。

に該当する動物のうち、食物連鎖を通じて人に該当する化学物質を最もその体内に蓄積しやすい状況にあるものをいう。以下同じ。

の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがある

ものであること。

第二条第三項中「一」を「いずれかに」に改め、「被害」の下に「又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害」を加え、同項各号を次のように改める。

一 イ又は口のいずれかに該当するものであること。

イ 自然的作用による化学的变化を生じにくいものであり、かつ、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあるもの（前項第一号に該当するものを除く。）であること。

ロ 当該化学物質が自然的作用による化学的变化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的变化により生成する化学物質（元素を含む。）がイに該当するものであること。

二 イ又は口のいずれかに該当するものであること。

イ 自然的作用による化学的变化を生じにくいものであり、かつ、継続的に摂取され、又はこれにさらされる場合には生活環境動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるもの（前項第一号に該当するものを除く。）であること。

ロ 当該化学物質が自然的作用による化学的变化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的变化により生成する化学物質（元素を含む。）がイに該当するものであること。

第二条第六項中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、「指定化学物質」を「第一種監視化学物質又は第二種監視化学物質」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第四項第五項」を「第四項第七項（第四項の二第九項において準用する場合を含む。）」に「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「指定化学物質」を「第二種監視化学物質」に、「前項各号の「一」を「第三項第一号」に、「同項各号の「一」を「同号」に改め、

同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 この法律において「第三種監視化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当する化学物質で経済産業大臣及び環境大臣が指定するものをいう。

一 自然的作用による化学的变化を生じにくいものであり、かつ、動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるもの（第二項第一号に該当するもの及び第三項第二号イに該当するもので第二種特定化学物質として指定されているものを除く。）であること。

二 当該化学物質が自然的作用による化学的变化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的变化により生成する化学物質（元素を含む。）が前号に該当するものであること。

7 この法律において「新規化学物質」とは、次に掲げる化学物質以外の化学物質をいう。

一 第四条第四項（第四条の二第九項において読み替えて準用する場合及び第五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が公示した化学物質

二 第一種特定化学物質

三 第二種特定化学物質

四 第二種監視化学物質（第二十五条第二号の規定により指定を取り消されたものを含む。）

五 第三種監視化学物質

六 附則第二条第四項の規定により通商産業大臣が公示した同条第一項に規定する既存化学物質名簿に記載されている化学物質（前各号に掲げるものを除く。）

第二条第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「第一種監視化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当する化学物質（新規化学物質を除く。）で厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定するものをいう。

一 第二項第一号イに該当するものであり、か

つ、同号ロに該当するかどうか明らかでないものであること。

二 当該化学物質が自然的作用による化学的变化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的变化により生成する化学物質（元素を含む。）が前号に該当するものであること。

第二条に次の一項を加える。

10 経済産業大臣及び環境大臣は、第六項の規定により一の化学物質を第三種監視化学物質として指定したときは、遅滞なく、その名称を公示しなければならない。

第三条中「次に掲げる化学物質以外の化学物質（以下「新規化学物質」という。）を「新規化学物質」に改め、同条ただし書及び各号を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 第五条の二第二項の届出をし、同条第二項において準用する次条第一項又は第二項の規定によりその届出に係る新規化学物質が同条第一項第五号に該当するものである旨の通知を受けた者からその通知に係る新規化学物質を輸入しようとするとき。

二 試験研究のため新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするとき。

三 試薬化学的方法による物質の検出若しくは定量、物質の合成の実験又は物質の物理的特性の測定のために使用される化学物質をいう。以下同じ。）として新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするとき。

四 その新規化学物質に関して予定されている取扱いの方法等からみてその新規化学物質による環境の汚染が生じるおそれがないものとして政令で定める場合に該当する旨の厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより受け、かつ、その確認を受けたところから従つてその新規化学物質を製造

し、又は輸入するとき。

五 一の年度におけるその新規化学物質の製造予定数量又は輸入予定数量（その新規化学物質を製造し、及び輸入しようとする者にあつては、これらを合計した数量。第四条の二第二項及び第四項第一号において同じ。）が政令で定める数量以下の場合であつて、既に得られている知見等から判断して、その新規化学物質による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあるものでない旨の厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより受け、かつ、その確認に係る数量以下のその新規化学物質を当該年度において製造し、又は輸入するとき。

第三条に次の三項を加える。

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、一の新規化学物質に係る前項第五号の規定による確認に係る製造予定数量及び輸入予定数量（第四条の二第四項の規定による確認に係る製造予定数量及び輸入予定数量を含む。）を合計した数量が同号の政令で定める数量を超えることとなる場合には、同号の確認をしてはならない。

3 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項第四号の確認を取り消さなければならない。

一 第一項第四号の確認を受けた者が不正の手段によりその確認を受けたとき。

二 第一項第四号の確認を受けた者が、その確認を受けたところから従つてその確認に係る新規化学物質を製造し、又は輸入していないと認めるとき。

三 前号に掲げる場合のほか、第一項第四号の確認に係る新規化学物質による環境の汚染が生じるおそれがあると認めるとき。

4 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項第五号の確認を取り消さなければならぬ。

一 第一項第五号の確認を受けた者が不正の手段によりその確認を受けたとき。

二 第一項第五号の確認を受けた者が、その確認に係る数量を超えてその確認に係る新規化学物質を製造し、又は輸入していると認めるとき。

三 前号に掲げる場合のほか、第一項第五号の確認に係る新規化学物質による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあると認めるとき。

第四条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同項第一号中「一」を「いずれかに」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第二条第三項第一号に該当する疑いのあるもの（同号に該当するものを含む。第四号において同じ。）であつて、かつ、同条第六項各号に該当しないもの

第四条第一項第四号中「又は第二号」を「から第四号まで」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「第二項各号」を「第二項第二項各号又は同条第六項各号のいずれにも」に、「同条第三項各号」を「同条第三項第一号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 第二条第三項第一号に該当する疑いのないものであつて、かつ、同条第六項各号のいずれかに該当するもの

四 第二条第三項第一号に該当する疑いのあるものであつて、かつ、同条第六項各号のいずれかに該当するもの

第四条第二項中「前条」を「前条第一項」に、「前項第四号」を「前項第六号」に、「第三号まで」を「第五号まで」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「及

び第二項」を「又は第二項」に、「前条」を「前条第一項」に、「第二項第三項各号の一に該当する疑いのあるものを」第一項第二号又は第四号に該当する「に」、「同条第四項」を「第二項第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 経済産業大臣及び環境大臣は、第一項又は第二項の規定により前条第一項の届出に係る新規化学物質が第一項第三号又は第四号に該当するものである旨の通知をしたときは、遅滞なく、当該化学物質につき第二条第六項の規定による指定をするものとする。

第四条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、「前条」を「前条第一項」に、「第一項第三号」を「第一項第五号」に、「遅滞なく」を「厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の判定を行うために必要があると認めるときは、前条第一項の届出をした者に対し、当該届出に係る新規化学物質の性状に関する第七項に規定する試験の試験成績を記載した資料その他の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める資料の提出を求めることができる。

第四条の次に次の一条を加える。
（製造予定数量等が一定の数量以下である場合における審査の特例等）

第四条の二 第三条第一項の届出をしようとする者で、一の年度におけるその届出に係る新規化学物質の製造予定数量又は輸入予定数量が第四項第一号の政令で定める数量以下であるものは、その届出に際し、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に対し、その新規化学物質が前条第一項第六号に該当する場合に於ては次の各号のいずれかに該当するかどうかの判定を行うよう申し出ることができ

一 イ及びロに該当する化学物質であること。

イ 自然的作用による化学的变化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものでないこと。

ロ 前条第一項第二号から第四号までに該当するかどうか明らかでないものであること。

二 当該新規化学物質が自然的作用による化学的变化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的变化により生成する化学物質（元素を含む。）が前号に該当するものであること。

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の届出があつた場合において、前条第一項の判定に際してその届出に係る新規化学物質が同項第六号に該当すると認めるときは、同項の規定にかかわらず、第三条第一項の届出を受理した日から三月以内に、前条第一項第六号に該当する旨の判定を行うことに代えて、その届出に係る新規化学物質について既に得られているその組成、性状等に関する知見に基づいて、その新規化学物質が次の各号のいずれに該当するかを判定し、その結果を前項の届出をした者に通知しなければならない。この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。

一 前項各号のいずれかに該当するもの
二 前項各号に該当しないもの
三 前項各号のいずれかに該当するかどうか明らかでないもの

3 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第一項の届出に係る新規化学物質が前項第三号に該当すると判定したときは、速やかに、その新規化学物質について実施される試験の試験成績に基づいて、その新規化学物質が同項第一号又は第二号のいずれに該当するかを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。

4 第二項又は前項の規定によりその届出に係る新規化学物質が第二項第一号に該当するものである旨の通知を受けた者は、毎年度、あらかじめ、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出て、その通知に係る新規化学物質の製造又は輸入が次の各号に該当する旨の確認を受けることができる。

一 届出に係る年度におけるその新規化学物質の製造予定数量又は輸入予定数量が政令で定める数量以下であること。

二 既に得られている知見等から判断して、その新規化学物質による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあるものでないこと。

5 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、一の新規化学物質に係る前項の規定による確認に係る製造予定数量及び輸入予定数量（第三条第一項第五号の規定による確認に係る製造予定数量及び輸入予定数量を含む。）を合計した数量が前項第一号の政令で定める数量を超えることとなる場合には、同項の確認をしてはならない。

6 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第四項の確認を取り消さなければならない。

一 第四項の確認を受けた者が不正の手段によりその確認を受けたとき。

二 第四項の確認を受けた者が、その確認に係る数量を超えてその確認に係る新規化学物質を製造し、又は輸入していると認めるとき。

三 前号に掲げる場合のほか、第四項の確認に係る新規化学物質による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあると認めるとき。

7 第二項又は第三項の規定によりその届出に係る新規化学物質が第二項第一号に該当するものである旨の通知を受けた者は、必要があると認めるときは、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、厚生労働大臣、

経済産業大臣及び環境大臣に対し、その通知に係る新規化学物質に関して次項の判定を行うよう申し出ることができる。

8 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第二項若しくは第三項の規定により第一項の申出に係る新規化学物質が第二項第二号に該当するものである旨の通知を行ったとき、第四項の申出に係る新規化学物質の製造若しくは輸入が同項各号に該当する旨の確認を行わなかったとき、同項の確認を取り消したとき、又は前項の申出があつたときは、速やかに、その新規化学物質について実施される試験の試験成績に基づいて、その新規化学物質が第四条第一項第一号から第五号までのいずれに該当するかを判定し、その結果をその新規化学物質について第一項の申出をした者に通知しなければならぬ。

9 前条第七項及び第八項の規定は第二項の判定に、同条第三項、第七項及び第八項の規定は第三項の判定に、同条第三項から第八項までの規定は前項の判定に準用する。この場合において、同条第四項から第六項までの規定中「第一項又は第二項」とあるのは、「第四条の二第八項」と読み替えるものとする。

第五條中「第三条の二」を「第三条第一項の二」、「前条第一項又は第二項」を「第四条第一項若しくは第二項又は前条第八項」に、「同条第三項又は第四項」を「第四条第四項から第六項まで（前条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 その届出に係る新規化学物質の製造又は輸入が第三条第一項各号のいずれかに該当するとき。

二 その届出に係る新規化学物質の製造又は輸入について前条第四項の規定による確認を受けた場合（同条第六項の規定によりその確認が取り消された場合を除く。）において、その

確認に係る数量以下のその新規化学物質を製造し、又は輸入するとき。

「第三章 第一種特定化学物質に関する規制」を「第三章 第一種特定化学物質に関する規制等」に改める。

第三章中第六条の前に次の一節及び節名を加える。

第一節 第一種監視化学物質に関する措置

（製造数量等の届出）

第五條の三 第一種監視化学物質を製造し、又は輸入した者は、経済産業省令で定めるところにより、第一種監視化学物質ごとに、毎年度、前年度の製造数量又は輸入数量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、試験研究のため第一種監視化学物質を製造し、又は輸入したときは、この限りでない。

2 経済産業大臣は、第一種監視化学物質ごとに、毎年度、前項の届出に係る前年度の製造数量及び輸入数量を合計した数量を公表しなければならない。ただし、一の第一種監視化学物質につきその製造数量及び輸入数量を合計した数量が経済産業省令で定める数量に満たないときは、この限りでない。

（第一種監視化学物質に係る有害性の調査）

第五條の四 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、一の第一種監視化学物質につき、第二条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる理由があると認める場合であつて、その製造、輸入、使用等の状況からみて、当該第一種監視化学物質が同項各号のいずれかに該当するものであるとすれば、当該第一種監視化学物質による環境の汚染が生ずるおそれがあると見込まれるため、当該第一種監視化学物質について同項各号のいずれかに該当するかどうかを判定する必要があると認めるに至つたときは、当該第一種監視化学物質の製造

又は輸入の事業を営む者（これらの事業を営んでいた者であつて経済産業省令で定めるものを含む。）に対し、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める有害性の調査当該化学物質が継続的に摂取される場合における人の健康又は高次捕食動物の生息若しくは生育に及ぼす影響についての調査をいう。第三項において同じ。）を行い、その結果を報告すべきことを指示することができる。

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の報告があつたときは、その報告に係る第一種監視化学物質が第二条第二項各号のいずれかに該当するかどうかを判定し、その結果をその報告をした者に通知しなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による指示に係る有害性の調査に必要な費用の関係する事業者間における負担の公平に資するため、特に必要があるときとは、当該有害性の調査に要する費用の負担の方法及び割合に関する基準を定めることができる。

（第一種監視化学物質の指定の取消し）

第五條の五 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第一種監視化学物質が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

一 第一種特定化学物質に指定されたとき。
二 前条第一項の報告その他により得られた知見に基づき、第二条第二項各号に該当しないと認めるに至つたとき。

第二節 第一種特定化学物質に関する規制

第十三条第一項中「もの」の下に「（以下「第一種特定化学物質使用製品」という。）」を加える。

第二十二條の見出し中「指定」を「指定等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 主務大臣は、一の製品が第一種特定化学物質使用製品として指定された場合において、当該

製品に使用されている第一種特定化学物質による環境の汚染の進行を防止するため特に必要があるときとは、必要限度において、その指定の際当該製品の輸入の事業を営んでいた者に対し、その輸入に係る当該製品の回収を図ることその他当該製品に使用されている第一種特定化学物質による環境の汚染の進行を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、次の各号に掲げる場合において、第一種特定化学物質による環境の汚染の進行を防止するため特に必要があると認めるときは、必要限度において、当該各号に定める者に対し、その製造、輸入若しくは使用に係る第一種特定化学物質又はその輸入に係る第一種特定化学物質使用製品の回収を図ることその他当該第一種特定化学物質による環境の汚染の進行を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 第七条の規定に違反して第一種特定化学物質が製造された場合 当該第一種特定化学物質を製造した者

二 第十一条第一項の規定に違反して第一種特定化学物質が輸入された場合 当該第一種特定化学物質を輸入した者

三 第十三条第一項の規定に違反して第一種特定化学物質使用製品が輸入された場合 当該第一種特定化学物質使用製品を輸入した者

四 第十四条の規定に違反して第一種特定化学物質が使用された場合 当該第一種特定化学物質を使用した者

「第一節 指定化学物質に関する措置」を「第一節 第二種監視化学物質に関する措置」に改める。

第二十三條中「指定化学物質」を「第二種監視化学物質」に改める。

第二十四條の見出しを「（第二種監視化学物質に係る有害性の調査）」に改め、同条第一項中「指定化学物質」を「第二種監視化学物質」に、「第二条第五項」を「第二条第八項」に、「同条第三項各号の

「一」を「同条第三項第一号」に、「同項各号の二」を「同号」に改め、同条第二項中「指定化学物質」を「第二種監視化学物質」に、「第二項第三項各号の二」を「第二項第三項第一号」に改める。

第二十五条の見出し中「指定化学物質」を「第二種監視化学物質」に改め、同条中「指定化学物質」を「第二種監視化学物質」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第二項第三項第一号に該当することにより第二種特定化学物質に指定されたとき当該第二種監視化学物質が同項第二号に該当することにより第二種特定化学物質に指定されている場合において、当該第二種監視化学物質が同項第一号に該当すると認めるに至つたときを含む。

第二十五条第二号中「第二項第三項各号」を「第二項第三項第一号」に改める。

第二十六条第一項中「この条及び第四十二条において」を削り、同条第四項中「被害」の下に「又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害」を加える。

第四章第二節を同章第三節とし、同章第一節の次に次の一節を加える。

第二節 第三種監視化学物質に関する措置

(製造数量等の届出)

第二十五条の二 第三種監視化学物質(第二十五条の四第二項の規定により経済産業大臣及び環境大臣が公示したものを除く。以下この条及び次条において同じ。)を製造し、又は輸入した者は、経済産業省令で定めるところにより、第三種監視化学物質ごとに、毎年度、前年度の製造数量又は輸入数量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、試験研究のため第三種監視化学物質を製造し、又は輸入したときは、この限りでない。

2 経済産業大臣は、第三種監視化学物質ごとに、毎年度、前項の届出に係る前年度の製造数量及び輸入数量を合計した数量を公表しなければならない。ただし、一の第三種監視化学物質につきその製造数量及び輸入数量を合計した数量が経済産業省令で定める数量に満たないときは、この限りでない。

(第三種監視化学物質に係る有害性の調査)

第二十五条の三 経済産業大臣及び環境大臣は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、一の第三種監視化学物質につき、第四条第七項(第四条の二第九項において準用する場合を含む。)に規定する試験の試験成績その他当該第三種監視化学物質に関して得られている知見及びその製造、輸入、使用等の状況からみて、当該第三種監視化学物質が第二項第三項第二号に該当するものであるとすれば、当該第三種監視化学物質による環境の汚染により生活環境動植物の生息又は生育に係る被害を生ずるおそれがあると見込まれるため、当該第三種監視化学物質について同号に該当するかどうかを判定する必要があると認めるに至つたときは、当該第三種監視化学物質の製造又は輸入の事業を営む者(これらの事業を営んでいた者であつて経済産業省令で定めるものを含む。)に対し、経済産業省令、環境省令で定める有害性の調査継続的に当該化学物質が摂取され、又はこれにさらされる場合における生活環境動植物の生息又は生育に及ぼす影響についての調査をいう。第三項において同じ。)を行い、その結果を報告すべきことを指示することができる。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、前項の報告があつたときは、その報告に係る第三種監視化学物質が第二項第三項第二号に該当するかどうかを判定し、その結果をその報告をした者に通知しなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による指示に係る有害性の調査に必要な費用の関係する事業者間における負担の公平に資するため、特に必要があるとき認めるときは、当該有害性の調査に要する費用の負担の方法及び割合に関する基準

を定めることができる。

(第三種監視化学物質の指定の取消し等)

第二十五条の四 経済産業大臣及び環境大臣は、第三種監視化学物質が第二項第三項第二号に該当することにより第二種特定化学物質に指定されたとき当該第三種監視化学物質が同項第一号に該当することにより第二種特定化学物質に指定されている場合において、当該第三種監視化学物質が同項第二号に該当すると認めるに至つたときを含む。)は、第三種監視化学物質の指定を取り消し、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、前条第一項の報告その他により得られた知見に基づき、第三種監視化学物質が第二項第三項第二号に該当しないと認めるに至つたときは、遅滞なく、その第三種監視化学物質の名称を公示しなければならない。

第三十条中「指定化学物質」を、「第一種監視化学物質、第二種監視化学物質若しくは第三種監視化学物質(以下「監視化学物質」と総称する。)」に、「当該指定化学物質」を「当該監視化学物質」に改める。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(有害性情報の報告等)

第三十一条の二 監視化学物質、第二種特定化学物質、第四条第四項(第四条の二第九項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により公示された化学物質、第三条第一項第五号若しくは第四条の二第四項の確認に係る新規化学物質又は附則第二条第四項の規定により通商産業大臣が公示した同条第一項に規定する既存化学物質名簿に記載されている化学物質(以下「報告対象物質」という。)の製造又は輸入の事業を営む者は、その製造又は輸入した報告対象物質について、第四条第七項に規定する試験の項目又は第五条の四第一項、第二十四条第一項若しくは第二十五条の三第一項に規定する有害性の

調査の項目に係る試験を行つた場合(当該試験を行つたと同等の知見(公然と知られていないものに限る。)が得られた場合を含む。)であつて、報告対象物質が次に掲げる性状を有することを示す知見として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるものが得られたときは、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、その旨及び当該知見の内容を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に報告しなければならない。ただし、第五条の四第一項、第二十四条第一項又は第二十五条の三第一項の規定による指示に係る有害性の調査により当該知見が得られた場合において、これらの規定によりその内容を報告するときは、この限りでない。

一 自然的作用による化学的变化を生じにくいものであること。

二 生物の体内に蓄積されやすいものであること。

三 継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがあるものであること。

四 動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。

五 報告対象物質が自然的作用による化学的变化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的变化により生成する化学物質(元素を含む。)が前各号のいずれかに該当するものであること。

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の報告その他によつて得られた知見に基づき、一の報告対象物質が第二項第二項各号、第三項各号、第四項各号若しくは第六項各号のいずれかに該当し、又は同条第三項第一号に該当する疑いがあると認めるに至つたときは、遅滞なく、第一種特定化学物質の指定その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三十二条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第三条第一項第四号若しくは第五号又は第四条の二第四項の確認を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

第三十三条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の四項を加える。

5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構以下「機構」という。）に、第一項から第三項までの規定による立入検査、質問又は取去を行わせることができる。

6 経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入検査、質問又は取去を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

7 機構は、前項の指示に従つて第五項に規定する立入検査、質問又は取去を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

8 第五項の規定により機構の職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第三十三条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第三条第一項第四号若しくは第五号又は第四条の二第四項の確認を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を取去ることができる。

第三十三条の次に次の二条を加える。

（機構に対する命令）

第三十三条の二 経済産業大臣は、前条第五項に規定する立入検査、質問又は取去の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

（機構の取去についての審査請求）

第三十三条の三 機構が行う取去について不服がある者は、経済産業大臣に対して行政不服審査法昭和三十三年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

第三十九条第一項第一号中「第三十二条第一項」を「第三十二条第二項」に、「第三十三条第一項」を「第三十三条第二項」に改め、同項第二号中「及び助言の下に（第三種監視化学物質に係るものを除く。）」を加え、「第三十二条第二項」を「第三十二条第三項」に、「第三十三条第二項」を「第三十三条第三項」に改め、同項に次の一号を加える。

三 第三十条の規定による指導及び助言（第三種監視化学物質に係るものに限る。）に関しては、経済産業大臣、環境大臣及びこれらの指導又は助言の対象となる者の行う事業を所管する大臣

第四十条中「第五条の二第一項の下に」、第五條の三第一項、第五條の四第一項を加え、「第二十二條」を、「第二十二條第一項及び第三項」に改め、「第二十四條第一項」の下に、「第二十五條の二第一項、第二十五條の三第一項」を加え、「及び第三十條の規定を」を、「第三十條並びに第三十一條の二第一項の規定を」に改め、「については第十四條、第十五條第一項」の下に、「第二十二條第三項」を加える。

第四十一條中「第四條第一項若しくは第二項の判定、第二十四條第一項の指示、同条第二項の判定又は第二十六條第四項の認定をしようとするとき」を「次に掲げる場合に改め、をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の各号を加える。

一 第二條第二項の政令の制定若しくは改正の立案をしようとするとき（第四條第一項若しくは第二項、第四條の二第二項又は第五條の四第二項の判定に基づきその立案をしようとする場合を除く。）、又は第二條第三項、第十三條第一項、第十四條若しくは第二十六條第一項の政令の制定若しくは改正の立案をしようとするとき。

二 第二條第四項又は第五項の指定をしようとするとき（第四條第一項若しくは第二項又は第四條の二第二項の判定に基づきその指定をしようとする場合を除く。）、

三 第四條第一項若しくは第二項、第四條の二第二項、第三項若しくは第八項、第五條の四第二項又は第二十四條第二項の判定をしようとするとき。

四 第五條の四第一項又は第二十四條第一項の指示をしようとするとき。

五 第二十六條第四項の認定をしようとするとき。

第四十一條に次の一項を加える。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、第二條第六項の指定をしようとするとき（第四條第一項若しくは第二項又は第四條の二第二項の判定に基づきその指定をしようとする場合を除く。）、又は第二十五條の三第一項の指示若しくは同条第二項の判定をしようとするときは、あらかじめ、審議会等で政令で定めるものの意見を聴くものとする。

第四十二條中「一」を「いずれかに」に改め、同条に次の一号を加える。

五 第二十二條第三項の規定による命令に違反した者

第四十三條中「一」を「いずれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第三條」を「第三條第一項」に改め、同条第三号中「第二十四條第一項」を「第五條の四第一項、第二十四條第一項又は第二十五條の三第一項」に改める。

第四十四條中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「第二十二條」を「第二十二條第一項若しくは第二項」に改める。

第四十五條中「一」を「いずれかに」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第二十三條第一項」を「第五條の三第一項、第二十三條第一項、第二十五條の二第一項」に改め、同条第四号中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

第四十六條中「第四十二條から前条まで」を「次の各号に掲げる規定に、又は人」に改め、対して当該各号に定める罰金刑を、その人に改め、同条に次の各号を加える。

一 第四十二條 一億円以下の罰金刑

二 第四十三條第一号、第二号又は第四号 五千万円以下の罰金刑

三 第四十三條第三号、第四十四條又は前条各本条の罰金刑

第四十七條を次のように改める。

第四十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十條第二項、第十五條第二項、第十六條第二項、第二十條第一項又は第二十六條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十一條の二第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

本則に次の一條を加える。

第四十八條 第三十三條の二の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附則第四條中「第三條第二項」を「第二條第七項第二号」に改め、「掲げる化学物質」の下に「（同項第三号に掲げる化学物質にあつては、同条第三項第一号に該当するものに限る。）」を加え、「第四條第五項」を「第四條第七項」に、「第二條第五項」を「第二條第八項」に改める。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三條の規定は、公布

の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(確認に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三十三条ただし書の政令で定める場合に該当することにより同条の届出をしない新規格化学物質を製造し、又は輸入している者のうち政令で定める者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から六月を経過する日までの間は、この法律による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「新法」という。)第三十三条第一項の規定にかかわらず、同項の届出をしないで、引き続き当該新規格化学物質を製造し、又は輸入することができる。

(準備行為)

第三条 新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする者は、施行日前においても、新法第三十三条第一項第五号の規定の例により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を受けることができる。この場合において、当該確認を受けた者は、施行日において同号の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を受けたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正)

第七条 独立行政法人製品評価技術基盤機構法(平成十一年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)第三十三条第一項から第三項までの規定による立入検査、質問又は収去

揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「灯油、軽油及び重油」を「軽油及び灯油」に改め、「炭化水素油」の下に「炭化水素」とその他の物との混合物又は単一の炭化水素を含む。以下同じ。」を加え、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 この法律において「灯油」とは、炭化水素油であつて、経済産業省令で定める蒸留性試験方法による九十五パーセント留出温度が二百七十度を超えない範囲内で経済産業省令で定める温度以下のもの(第二項に規定する揮発油を除く。)をいう。

第二条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 この法律において「軽油」とは、炭化水素油であつて、経済産業省令で定める蒸留性試験方法による九十パーセント留出温度が三百六十度を超えない範囲内で経済産業省令で定める温度以下で、かつ、温度十五度における比重が〇・八七七以下のもの(温度十五度における比重が〇・八三以上で経済産業省令で定める試験方

法による十パーセント残油の残留炭素分の当該残油に対する重量割合が経済産業省令で定める割合以上のもの、第二項に規定する揮発油及び第七項に規定する灯油を除く。)をいう。

第二条第二項中「揮発油」の下に「揮発油と同じ用途に用いることができる石油製品であつて経済産業省令で定めるものを含む。以下この項及び次項において同じ。」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「揮発油」とは、炭化水素油であつて、経済産業省令で定める蒸留性試験方法による減重量加算九十パーセント留出温度が百八十度を超えない範囲内で経済産業省令で定める温度以下のものをいう。

第四条第一項第二号中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

第十三条中「揮発油」の下に「揮発油と同じ用途に用いることができる石油製品であつて経済産業省令で定めるものを含む。」を加える。

第十七条の四第四項中「揮発油輸入業者は」の下に「自動車の燃料として販売又は消費するため」を加え、「その用途に応じ」を削り、同条第五項中「前項を」を「前二項」に改め、「用途その他の」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定は、揮発油輸入業者が自動車の燃料以外のものとして販売又は消費するために揮発油を輸入した場合において、輸入後に当該揮発油を自動車の燃料として販売又は消費しようとするときに準用する。この場合において、同項中「遅滞なく」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

第十七条の八第二項中「第五項まで」を「第六項まで」に改める。

第十七条の十第二項中「第五項まで」を「第六項まで」に改め、「灯油生産業者」との下に、同条第四項及び第五項中「自動車の燃料」とあるのは「屋内燃焼燃料」とを加える。

第二十七条中「一」を「いずれかに」に、「二十

万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第十七条の四第四項」の下に「同条第五項(第十七条の八第二項又は第十七条の十第二項において準用する場合を含む。)」を加え、「第五項」を「第六項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(揮発油販売業の登録に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正後の揮発油等の品質の確保等に関する法律(以下「新法」という。)第二条第四項に規定する揮発油販売業を行つていない者(この法律の施行前に同項に規定する揮発油販売業に該当する事業でこの法律による改正前の揮発油等の品質の確保等に関する法律第二条第三項に規定する揮発油販売業に該当しないものを行つていた者に限る。)は、この法律の施行の日から六十日間、新法第三条の登録を受けず、新法第二条第四項に規定する揮発油販売業を行うことができる。その者がその期間内に当該事業について新法第三条の登録を申請した場合において、その登録をする旨又はその登録を拒否する旨の通知を受ける日までの間についても、同様とする。

2 前項に規定する期間内における新法第十一条第二項、第十三条、第十四条、第十六条、第十六条の二、第十七条の二第一項、第十七条の六第一項、第十八条、第十九条第一項及び第四項並びに第二十条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「揮発油販売業者」とあるのは、「揮発油販売業者(揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号)附則第二条第一項の規定によりその事業を行うことができることとされた者を含む。)」とする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(石油の備蓄の確保等に関する法律の一部改正)
第五条 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改める。

(地価税法の一部改正)

第六条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二第四号中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

四月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願(第一四九九号)

第一四九九号 平成十五年三月三十一日受理
中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願

請願者 横浜市港北区新羽町二、七二七
佐々木正直外三百四十六名
紹介議員 岩佐 恵美君
この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第六号中正誤		
ペジ	段 行	誤
二五	二 一	分かりせん
		分かりません
第八号中正誤		
ペジ	段 行	誤
二四	三 二	国債業務
		国際業務

平成十五年四月十八日印刷

平成十五年四月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局